鳥羽市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により監査の結果に基づき又は 監査の結果を参考として講じた措置について市長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成29年3月28日

鳥羽市監査委員 村 林 守 鳥羽市監査委員 坂 倉 広 子

記

監査の種	類 平成28年度 定期監査	
監査実施期間 平成28年7月1日~8月5日		
結 果 区 分 指摘事項〔是正・改善事項〕 3件、所見〔検討事項〕 1件		
課・係名等	指摘の内容	措置の内容等
観 光 課	①補助金交付事務について〔是正・改善	同事業において収支差引額(余剰金)が発
	事項	生した場合、次年度事業の繰越財源として補
	臨時駐車場対策支援事業補助金の実績	助金額を精査・算定していたことを鑑み、既
	報告書において、収支差引額が補助金交付	支給補助金については、返還金としての処理
	額を超えていたため、補助対象経費を明記	は行わないこととしました。
	するとともに交付補助金の精査を指示し	なお、今度、余剰金が発生した場合にあっ
	た。同補助要綱及び鳥羽市補助金等交付規	ては、従前の繰越財源とせず、単年度精算を
	則に基づき、適正な手続きとなるよう改め	原則とした処理に改めます。
	られたい。	
健康福祉課・	①臨時給付金制度の事務処理について	事業の年次計画に事務処理について記載
社会福祉事務所	〔是正・改善事項〕	することで、再発防止を図りました。
	臨時福祉給付金に係る口座振替手数料	
	の精算処理の遅延があった。特に主要な業	
	務についてはフローチャートを作成する	
	等、組織内のチェック機能の充実を図り、	
	再発防止に取り組まれたい。	
	②補助金交付事務の適正化について〔是	今後は、交付要綱に基づき適正な補助金交
	正・改 善事 項〕	付事務となるように確認を徹底し、再発防止
	鳥羽市高齢者及び障害者住宅改造費補	を図ります。
	助金について、交付要綱において補助金の	
	算定上1,000円未満の端数が生じた場合は	
	切り捨てる旨が規定されているものの、端	
	数処理せず算定・交付決定し、補助金を支	
	給していた。交付要綱に基づき適正な補助	
	金交付事務となるよう改められたい。	

①保健福祉センター空調機器について 〔検討事項〕

保健福祉センター空調機器定期点検報告書において、数か所の不具合が報告されていた。室外機については緊急を要したため流用し修繕対応されていたが、他は優先順位の高いものから対応をしていくとのことであった。経済性を考慮した修繕計画を進められたい。

経済性を考慮し、複数年にわたる修繕計画 を立て、予算計上していくこととします。